**「建築士サポートセンター」**

令和７年１月開設

無料！

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る申請手続きをサポートします！

建築基準法・建築物省エネ法の改正により、令和7年4月から、小規模建築物（階数2以上又は延べ面積200㎡超の木造一戸建て住宅等）の審査・検査特例の縮小、小規模木造建築物に係る壁量基準等の見直し、構造計算対象の木造建築物規模の見直し（500㎡→300㎡）、原則全ての建築物の省エネ基準への適合義務化など、申請手続きが大幅に変更されます。

改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きに不安を抱える建築士に対して個別サポートをするため、（公社）高知県建設技術公社に「建築士サポートセンター」を開設します。

お問い合わせのうえ、積極的にご活用ください。

　　　　　　　　　　　　建築士サポートセンターについて

**●サポートセンター（窓口）**

**（公社）高知県建設技術公社** 　　〒780-0065 高知県高知市塩田町8-1 　担当：西本

**TEL：088-879-0250**、FAX：088-879-0255、E-mail：[kenchiku@kct.or.jp](mailto:kenchiku@kct.or.jp)

**まずは、電話でお問い合わせください**

**●サポートの流れ**

①申込者が窓口にサポートの申込み

※国の予算の範囲内で実施するため、お待たせする、又はお断りする場合があります。

②サポートセンターが対応可能なサポート員を選定して日程等を調整

③日程確定後、申込者が図面等を提出（サポート員による事前確認）

④サポート員が申込者に対して助言・指摘等（対面又はＷＥＢ）

**●サポート内容**

令和7年4月改正の内容を中心とした下記の項目に係るアドバイス

　　・省エネ適判申請書作成（省エネ基準計算、設計図書の種類・記載項目など）

　　・確認申請書作成（壁量計算、省エネ仕様基準、構造計算対象範囲など）

　　・改正法に係る制度全般（施行日前後の規定適用、手続きの流れなど）

※設計提案や基準への適合性を確認するものではありませんのでご注意ください。

**●サポート費用**無料（申込や図面提出の送料、WEB相談の通信費等は申込者で負担ください。）

**●申込方法**下記「建築士サポート申込書」を持参、メール又はFAXで窓口に提出してください。

※サポート業務により知り得た個人情報は、本業務のみに使用し、他の目的では使用しません。

また、第三者に漏洩しないことを誓約します。

建築士サポート申込書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込者氏名 | |  | | 勤務先 | |  |
| 連絡先 | 電話 |  | | FAX | |  |
| E-mail |  | | | | |
| 希望する  サポート内容  （アドバイス） | | □省エネ適判申請書作成（省エネ基準計算、設計図書の種類・記載項目など）  □確認申請書作成（壁量計算、省エネ仕様基準、構造計算対象範囲など）  □改正法に係る制度全般（施行日前後の規定適用、手続きの流れなど）  □その他 | | | | |
| 具体的な内容や  質問(自由記載) | | 用途：　　　　構造：　　　　床面積： | | | | |
| 希望する方法 | | □対面  □ＷＥＢ | 提出予定の  相談図面等 | | □申請書一式　　□仕様書　 □平面図  □立面･断面図　 □計算書　 □その他 | |